

やまぎん法人インターネットバンキングワнтаイムパスワード利用規定

やまぎん法人インターネットバンキングワнтаイムパスワード利用規定は、やまぎん法人インターネットバンキング（以下「本サービス」といいます）をご契約者のお客様（以下「契約者」といいます）が、ワнтаイムパスワード（以下「OTP」といいます）を利用する場合の取扱いを明記したものです。OTPを利用する場合は下記条項のほか、やまぎん法人インターネットバンキング利用規定に準じます。

第1条 OTPの定義

- 1 OTPは、当行が提供または推奨する生成ソフト（以下「生成ソフト」といいます）または、パスワード生成器において生成・表示され、一定時間経過により変化する可変的なパスワードをいいます。
- 2 生成ソフトをスマートフォン・パソコン（本サービスに使用するパソコンとは異なるパソコンとします）（以下「スマートフォン等」といいます）にインストールし、OTPを生成する方式をソフトウェアトークンといいます。
当行が提供するパスワード生成器によりOTPを生成する方式をハードウェアトークンといいます。
OTPの利用者はソフトウェアトークンまたはハードウェアトークンのいずれかを選択します。
- 3 OTPは、本サービス取引画面に契約者がログインするときの契約者ご本人の確認に使用します。
- 4 OTPの利用開始にあたっては所定のOTP利用開始登録が必要です。

第2条 OTPの利用手数料

本サービスにおけるOTPの利用手数料は無料とします。
なお、当行がOTPの利用手数料を改定する場合は契約者に事前に通知します。

第3条 OTPの利用者

OTPの利用者（以下「OTP利用者」といいます）は、契約者が「サービス管理責任者」または「利用者」としてお届けいただいた利用者のうち、当行に対して所定の方法によりOTP利用開始の登録を行い、かつこの登録について当行が承諾した利用者となります。

第4条 OTP利用開始

- 1 ソフトウェアトークンの利用については、スマートフォン等に生成ソフトをインストールし、OTPの利用開始登録を行ってください。
ハードウェアトークンを利用する場合は、当行所定の申込書によりお申込ください。パスワード生成器が届きましたら、OTPの利用開始登録を行ってください。
- 2 OTPの利用開始の登録は、当行ホームページ上のOTP利用開始登録画面に、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当行所定の登録画面に、生成ソフトまたはパスワード生成器（以下「トークン」といいます）に表示される「トークンID」または「クレデンシャルID」（以下「トークンID」といいます）および、トークンが連続して生成する2つの異なる「OTP」（「セキュリティコード」と表示される場合があります、以下「OTP」といいます）を入力することにより行います。
- 3 契約者が入力した「トークンID」および「OTP」が、当行が保有している「トークンID」および「OTP」と各々一致した場合には、当行は当該利用開始の登録を正当な契約者からの申込とみなして受け付け、これにより本サービスにおけるOTPの利用が可能となります。
- 4 当行は、契約者が入力した「トークンID」および「OTP」が、当行が保有している各情報と一致して利用開始の登録を受け付けたうへは、「トークンID」および「OTP」につき不正使用その他の事故があっても当該申込を有効なものとして取扱い、またそれにより生じた損害について一切の責任を負いません。

第5条 OTPの利用

- 1 前条2項のOTPの利用開始登録後は、本サービスの取引画面にログインする際に、ログインパスワードに加えてOTPによる本人認証を行います。

- 2 本サービスの取引画面にログインする際に、契約者はログインパスワードおよびOTPを当行所定の画面に正確に入力して当行に送信してください。当行に送信されたログインパスワードおよびOTPが、当行が保有する契約者のログインパスワードおよびOTPと各々一致した場合には、当行は契約者からのログイン依頼とみなして取扱います。なお、当行は当行が保有する各情報と一致してログインを受け付けたうへは、ログインパスワードおよびOTPにつき不正使用その他の事故があっても当行は当該ログインを有効なものとして取扱い、またそれにより生じた損害について一切の責任を負いません。
- 3 当行が保有するOTPと異なるOTPが当行所定の回数以上連続して送信された場合は、当行は当該OTP利用者の本サービスの利用を停止します。この場合、契約者が本サービスの利用再開を依頼する際は、「やまぎん法人インターネットバンキングワнтаイムパスワードに関する諸届」（以下「OTPに関する諸届」といいます）により、利用再開する利用者を指定のうへ、契約者ご本人から当行に届出てください。この届出に対し、当行は当該OTP利用者の本サービス利用再開の措置を講じます。

第6条 OTPの一時停止・利用再開

- 1 OTPの利用については、当事者一方の都合でいつでも一時停止することができます。
- 2 当行の都合によりOTPの利用を一時停止または再開する場合は、当行所定の方法により一時停止または再開を通知します。
- 3 契約者がOTPの利用の一時的な停止を希望する場合は、「OTPに関する諸届」により、利用停止する利用者を指定のうへ、契約者ご本人から当行に届出てください。この届出により、当行は当該OTP利用者のOTPの利用停止措置を講じます。
- 4 ソフトウェアトークンにおいてスマートフォン等の故障により、他のスマートフォン等で本サービスを利用する場合には、OTPの登録を解除し、再度利用開始登録をする必要があります。この場合も前項により当行に届出てください。
- 5 契約者がOTPの利用再開を希望する場合には、「OTPに関する諸届」により、利用再開するOTP利用者を指定のうへ、契約者ご本人から当行へ届出てください。この届出に対し、当行は当該OTP利用者のOTP利用再開の措置を講じます。

第7条 OTPの利用解除

- 1 OTPの利用については、当事者一方の都合でいつでも解除することができます。
- 2 当行の都合によりOTPの利用を解除する場合は、当行ホームページへの記載等、当行所定の方法により解除を通知します。
- 3 契約者によるOTP利用解除の場合は、「OTPに関する諸届」により利用解除するOTP利用者を指定のうへ、契約者ご本人から当行に届出てください。
- 4 ソフトウェアトークンにおいてスマートフォン等を変更する場合には、OTPの利用解除が必要となります。この場合、前項に従い、「OTPに関する諸届」により利用解除するOTP利用者を指定のうへ、契約者ご本人から当行に届出てください。
- 5 本サービスの契約が解除された場合は、自動的にOTPの利用も解除されます。

第8条 パスワード生成器

- 1 パスワード生成器の利用は、1契約者につき1個とします。
パスワード生成器の受け取り後、速やかに当行所定のOTP利用開始登録を行ってください。
- 2 パスワード生成器は、当行所定の有効期限経過後は利用できなくなります。契約者は有効期限到来前に当行所定の方法により新しいパスワード生成器の利用申込を行ってください。
- 3 契約者の責に帰さないパスワード生成器の故障・破損等によりOTPが表示されなくなった場合、当行は無償で交換します。

契約者の責による紛失・盗難の場合は当行所定の再発行手数料が必要です。

第9条 免責事項

- 1 スマートフォン等・パスワード生成器およびOTPは、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、他人に譲渡、質入れ、貸与、または開示することはできません。スマートフォン等・パスワード生成器およびOTPの管理に関して契約者の責めに帰すべき事由があった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- 2 トークンの不具合またはスマートフォン等・パスワード生成器の故障等の事由でOTPが利用できなかったことにより、お取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- 3 スマートフォン等・パスワード生成器またはOTPを紛失したとき、スマートフォン等・パスワード生成器またはOTPが偽造・変造・盗難等により他人に使用される恐れが生じたとき、もしくは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに電話等で当行に届けてください。この届出に対し、本サービスおよびOTPの利用停止の措置を講じます。この届

出前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- 4 次の各号の事由によりOTPの取扱いに遅延、不能等があっても、これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1)災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
 - (2)当行またはセンターシステムの運営自体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
 - (3)当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき。

第10条 規定の変更

- 1 当行が本規定の内容を変更する場合には、変更内容の当行ホームページへの記載等、当行が定める方法により契約者に告知することにより変更でき、告知により変更の効力が生じるものとし、
- 2 変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととし、この変更によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上

プッシュ通知認証利用規定

プッシュ通知認証利用規定は、やまぎん法人インターネットバンキング（以下「本サービス」といいます）をご契約のお客様（以下「契約者」といいます）が、ワンタイムパスワード（以下「OTP」といいます）を利用し、プッシュ通知認証を行う場合の取扱いを明記したものです。プッシュ通知認証を行う場合は、下記条項のほか「やまぎん法人インターネットバンキング利用規定」および「やまぎん法人インターネットバンキングワンタイムパスワード利用規定」に準じます。

第1条 プッシュ通知認証の定義

- 1 プッシュ通知認証は、ソフトウェアトークンにおいて、当行が指定するスマートフォン専用アプリ（以下「専用アプリ」といいます）を使って、専用アプリの画面から「承認」ボタンを1回プッシュしていただくことにより、契約者ご本人の操作であることを認証する機能です。
- 2 スマートフォンにOTP生成ソフトをインストールし、かつOTPの利用開始登録を行った場合は、プッシュ通知認証による本人認証が適用されます。

第2条 プッシュ通知認証の利用手数料

本サービスにおけるプッシュ通知認証の利用手数料は無料とします。なお、当行がプッシュ通知認証の利用手数料を改定する場合は、お客様に事前に通知します。

第3条 プッシュ通知認証の利用者

プッシュ通知認証の利用者は（以下「プッシュ通知認証利用者」といいます）は、契約者が本サービスの「サービス管理責任者」または「利用者」としてお届出いただいた利用者のうち、スマートフォンにOTP生成ソフトをインストールし、OTPの利用開始登録を行い、かつこの登録について当行が承諾した利用者となります。

第4条 プッシュ通知認証の利用開始

プッシュ通知認証はワンタイムパスワードの利用開始時点から利用できます。

第5条 プッシュ通知認証の利用

- 1 前条のプッシュ通知認証の利用開始後は、当行は本サービスによる振込・振替サービス受付時に、プッシュ通知認証を行います。
- 2 振込・振替サービスにおける振込実行確認において、プッシュ通知認証利用者の専用アプリがインストールされたスマートフォンに取引内容を通知します。
通知をうけたプッシュ通知認証利用者は取引内容を確認のうえ専用アプリの画面に表示されている「承認」ボタンをプッシュしてください。当行は当行に送信される専用アプリに表示された「承認」ボタンをプッシュしたことによる通知（以下「プッシュ通知」といいます）を確認して、当行が保有するプッシュ通知認証利用者のトークンIDとプッシュ通知の発信元である専

用アプリのトークンIDが各々一致した場合には、当行は契約者からの取引依頼とみなして取扱います。

なお、当行は当行が保有するトークンIDとの一致を確認して取引を受付けたうちは、「トークンID」につき不正使用その他の事故があっても、当行は当該取引を有効なものとして取扱い、またそれにより生じた損害について一切の責任を負いません。

- 3 プッシュ通知認証について、以下に該当する場合、当行はプッシュ通知による認証を行わず、取引依頼を取消します。
 - ① 専用アプリに表示される確認画面の「拒否」ボタンを押したことによるプッシュ通知を受信したとき。
 - ② 専用アプリから当行所定の時間内にプッシュ操作が行われなかったとき。
 - ③ 専用アプリまたはスマートフォンの故障や通信障害等により当行がプッシュ通知を受信できなかったとき。
 - ④ 当行が保有する「トークンID」と異なる「トークンID」の専用アプリからプッシュ通知を受けたとき。

第6条 プッシュ通知認証の一時停止・解除

- 1 当行および契約者の一方の都合で、通知により、プッシュ通知認証の利用を一時停止することができます。
- 2 当行の都合によりプッシュ通知認証の利用を一時停止または再開する場合は、当行所定の方法により一時停止または再開を通知します。
- 3 契約者の申出によりプッシュ通知認証の利用を一時的に停止する場合は、OTPの利用とともに一時停止となります。この場合の届出はOTPの一時停止の取扱いに準じます。
- 4 契約者がプッシュ通知認証の利用再開を希望する場合の届出はOTPの一時停止解除の取扱いに準じます。

第7条 プッシュ通知認証の利用解除

- 1 プッシュ通知認証の利用については、当事者一方の都合でいつでも解除することができます。
- 2 当行の都合によりプッシュ通知認証の利用を解除する場合は、当行ホームページへの記載等、当行所定の方法により解除を通知します。
- 3 契約者の申出によりプッシュ通知認証の利用を解除する場合は、OTP利用とともに解除となります。この場合の届出はOTPの利用解除の取扱いに準じます。

以上